

宮城県環境負荷低減事業活動実施計画等認定番号設定要領

(趣旨)

第1 この要領は、宮城県環境負荷低減事業活動実施計画等認定要領（以下、「認定要領」という。）第11条の規定に基づき、認定要領第4第5項で通知する際に使用する認定番号に関し、必要な事項について定めるものとする。

(設定方法)

第2 認定番号は、次のとおり定めるものとする。

1 認定番号は漢字2文字と数字4桁とし、次のとおりとする。

なお、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定番号は、漢字3文字と数字4桁とし、漢字の1文字目は「特」とし、漢字の2文字目は（1）①、漢字の3文字目は（1）②、数字は（2）の規定に準ずるものとする。

(1) 漢字

① 1文字目は、以下の区分の文字とする。

所管する地方振興事務所名	区分の文字
大河原地方振興事務所	大
仙台地方振興事務所	仙
北部地方振興事務所	北
北部地方振興事務所栗原地域事務所	栗
東部地方振興事務所	東
東部地方振興事務所登米地域事務所	登
気仙沼地方振興事務所	気

② 2文字目は、以下の区分の文字とする。

分野	区分の文字
農業（畜産含む）	農
林業	林
水産業	水

(2) 数字4桁

各地方振興事務所及び各分野（農業、林業及び水産業）ごとに、0001から認定順の通し番号とする。

例）大農0001号、特大林0001号

2 契約変更や期間満了後の更新等の再認定を行った場合は、認定番号は変更せず、認定通知書に記載する認定番号の末尾に括弧で再申請の延べ回数を記入する。

例）大農0001号（1）※再認定1回目

(経過措置)

第3 本要領施行前に認定していた者の認定番号は、認定通知書の文書番号となっているが、第2の規定に基づき設定した認定番号も付番することとする。

なお、認定した者には、第2第2項で認定した際に、本要領に基づく認定番号を付番する。

附 則

この要領は、令和6年11月1日から施行する。